

令和 7 年度 観光広報活動業務 概要仕様書

本仕様書は、「令和 7 年度 観光広報活動業務」の業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書に従って業務を執行する。

1 業務の目的

本市の認知度向上及び観光客を効果的に誘客し、観光周遊の促進や滞在時間の拡大を図ることを目指し、沖縄市の魅力や観光情報をわかりやすく紹介したうえで、観光客のニーズを踏まえた観光ガイドブックを制作することを目的とする。

2 事業概要

近年、WEBサイトやSNSの充実により、観光客の情報収集の方法が変化し、ガイドブックの役割も変化している。ガイドブックによって沖縄市へ興味関心を持ってもらい、詳細についてはWEBに誘導するような観光ガイドブックが求められることから、既存の観光ガイドブックを全面的にリニューアルし、より一層の観光誘客を図る。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4 業務内容

(1) 観光ガイドブックの制作

全体構成の検討から、企画立案、デザイン、写真撮影、編集、校正、印刷、製本など観光ガイドブックの制作に必要な一切の作業を実施すること。また、制作したガイドブックを保管管理し、県内外において配布すること。

想定ターゲット：20 代～30 代の女性

規 格：A5 サイズ 両面フルカラー 中綴じ（冊子形式）

32 頁（30 頁 + 表紙 2 頁）を基本とし、増減可能とする。

紙 質：提案事項とする。

数 量：日本語 20,000 部 英語 500 部

(2) 観光ポスターの制作

市の魅力をPRする観光ポスターの企画、制作及び印刷に係るすべての業務を実施すること。（デザイン、写真撮影等を含む）

規 格：B2 サイズ 数 量：100 枚

5 業務要件

(1) 各施設や関係団体への取材・撮影の協力依頼及び掲載内容の確認については、受託者が行うとともに、以下のア～オを踏まえたものとする。また、外国語（英語）に翻訳すること。

ア. 「旅マエ」「旅ナカ」での活用を想定し、沖縄市の魅力を1冊にまとめた内容となるよう、以下の6要件を盛り込んだ内容とすること。

- | | | | |
|---------|--------|--------|------|
| 1：歴史・文化 | 2：スポーツ | 3：イベント | 4：施設 |
| 5：食 | 6：特産品 | | |

イ. 「体験型観光」を軸とした特集またはモデルコースの紹介を行うページを設けること。

ウ. 写真やイラスト・キャッチコピー等を掲載し、思わず手に取ってみたいくなるようなガイドブックとするため、表紙のデザイン等を工夫すること。

エ. 地図やイラスト等による市内図で主要観光ポイントや公共施設等の位置関係がわかるようにすること。

オ. 市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるものとする。

(2) 見る・食べる・買う・体験する・泊まる等、観光客が求められる情報を、魅力的かつわかりやすく伝えること。また、QRコード等も効果的に活用し、沖縄市観光ポータルサイト「コザウェブ」に誘導するなど、紙面では紹介しきれない情報を伝える工夫をすること。

(3) 沖縄市役所に日本語10,000部、英語500部を納品すること。

残りの部数については保管・配布を行い、配布先は上記(1)、(2)を踏まえて選定すること。なお、観光ポスターに関しては沖縄市役所に全て納品するものとする。

(4) 掲載内容が変更になる場合に備え、ガイドブック作成の基準日を明記すること。

6 成果品

(1) ガイドブック：日本語 20,000部、英語 500部

観光ポスター：100枚

(2) 電子データ：ガイドブック、観光ポスターのPDFデータ及び再編集可能なデータ

(3) 業務実施報告書

7 納品場所

沖縄市役所 経済文化部 観光スポーツ振興課

8 個人情報等の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後又は契約解除後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

9 権利の帰属

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他一切の権利は、成果品の引き渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、委託者及び受託者から依頼を受けて中間生成物を製作した者（以下「製作者」という。）並びに受託者は、当該業務に関する事項に関して著作権法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で製作した中間生成物を含めた知的創造物について、委託者は製作者及び受託者に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、利用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。なお、受託者又は製作者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (4) 本業務で製作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受託者が全ての責を負うものとし、委託者は一切関知しない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打ち合わせを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項等については、受託者は発注者と協議のうえ決定する。